

議案第 3 4 号

使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する
条例

(市川市使用料条例の一部改正)

第 1 条 市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改
正する。

第 2 条 第 1 項並びに第 3 条 第 1 項 第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項中
「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

(市川市手数料条例の一部改正)

第 2 条 市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改
正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表及び都市の低
炭素化の促進に関する法律関係手数料の表中

「

1 1 5 , 3 5 0 円
1 4 3 , 7 0 0 円

「

1 1 8 , 5 6 0 円
1 4 7 , 7 2 0 円

157,350円	を	161,760円	に
199,350円		204,960円	
337,950円		347,520円	
166,800円		171,480円	
222,450円		228,720円	
255,000円		262,200円	
336,900円		346,440円	
619,350円		636,960円	

改める。

(市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 市川市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成10

年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号、第4項及び第6項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条、第11条及び第15条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第9条 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項及び第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正)

第10条 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例(昭和47年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市下水道条例の一部改正)

第11条 市川市下水道条例(昭和47年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市道路占用料条例の一部改正)

第12条 市川市道路占用料条例(昭和48年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成14年条

例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 14 条 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和 47 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第 2 条、第 9 条、第 11 条及び第 13 条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(下水道使用料に関する経過措置)

3 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る下水道使用料であって、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に下水道使用料の額が確定するもの(施行日以後初めて下水道使用料の額が確定する日が同月 30 日後であるもの(以下「特定下水道使用料」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る第 11 条の規定による改正後の市川市下水道条例第 15 条第 1 項に規定する下水道使用料については、第 11 条の規定による改正前の市川市下水道条例第 15 条第 1 項に規定する割合により算定した額とする。

4 前項に規定する次項で定める部分は、特定下水道使用料のうち、施行日以後初めて確定する下水道使用料の額を前回確定日(その直前の下水道使用料

の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて下水道使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分とする。

- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(自転車等駐車場の使用料に関する経過措置)

- 6 第13条の規定による改正後の市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に行う自転車等駐車場の使用の申請に係る使用料について適用し、施行日前に行った自転車等駐車場の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 7 この条例(第2条、第7条、第8条及び第9条(市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第27条第2項の改正規定に限る。))の規定に限る。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、施行日前に行われた手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(大型ごみの収集及び運搬に係る手数料に関する経過措置)

- 8 第9条中市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第27条第1項の改正規定による改正後の同項の規定は、施行日以後に納付する大型ごみの収集及び運搬に係る手数料について適用し、施行日前に納付した大型ごみの収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

使用料等について消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税等相当額を加算するため、各条例について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。